

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成20年9月25日(2008.9.25)

【公開番号】特開2007-93356(P2007-93356A)

【公開日】平成19年4月12日(2007.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2007-014

【出願番号】特願2005-282291(P2005-282291)

【国際特許分類】

G 0 1 N 33/49 (2006.01)

G 0 1 N 33/48 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 33/49 A

G 0 1 N 33/48 M

G 0 1 N 33/49 G

G 0 1 N 33/49 Y

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月11日(2008.8.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

検体の血液標本の血液像を撮像する撮像部と、

前記検体中における異常細胞の出現の可能性を示す異常細胞情報を含む血液分析情報を取得する取得手段と、

前記取得手段によって取得された前記血液分析情報が、異常細胞の出現の可能性を示していない場合には第1撮像条件で撮像し、異常細胞の出現の可能性を示している場合には第2撮像条件で撮像するように前記撮像部を制御する制御部と、

を備えた血液撮像装置。

【請求項2】

前記取得手段は、有核異常血球の出現の可能性を示す有核異常血球情報を含む血液分析情報を取得するものである請求項1記載の血液撮像装置。

【請求項3】

前記有核異常血球情報が、幼若白血球の出現の可能性を示す幼若白血球情報、異型リンパ球の出現の可能性を示す異型リンパ球情報、及び有核赤血球の出現の可能性を示す有核赤血球情報から少なくとも1つ選択される請求項2記載の血液撮像装置。

【請求項4】

前記撮像条件は、前記血液像の撮像枚数を示す血球カウント数を含み、

第2撮像条件では、第1撮像条件よりも血球カウント数が多い請求項2又は3記載の血液撮像装置。

【請求項5】

撮像された血液像に基づいて前記検体の血液の少なくとも白血球成分を分類するための分類手段を更に備えている請求項1～3のいずれかに記載の血液撮像装置。

【請求項6】

前記撮像条件は、前記血液像の撮像枚数を示す血液カウント数を含み、

第1撮像条件では、所定の第1血液カウント数で撮像し、

第2撮像条件では、前記分類手段の分類結果に少なくとも1個の有核異常血球が含まれるまで撮像する請求項5記載の血液撮像装置。

【請求項7】

前記第2撮像条件では、前記分類手段の分類結果に有核異常血球が含まれていなくても、所定の第2血液カウント数に達した場合には撮像を停止する請求項6記載の血液撮像装置。

【請求項8】

前記第2血液カウント数は前記第1血液カウント数よりも多い請求項7記載の血液撮像装置。

【請求項9】

前記有核異常血球は、幼若白血球、異型リンパ球及び有核赤血球から少なくとも1つ選択される請求項6～8のいずれかに記載の血液撮像装置。

【請求項10】

前記取得手段は、前記検体中における血小板凝集の出現の可能性を示す血小板凝集情報を含む血液分析情報を取得するものである請求項1記載の血液撮像装置。

【請求項11】

前記撮像条件は、血液標本を撮像する位置を含み、

前記第2撮像条件では、第1撮像条件の撮像位置よりも血小板凝集が存在する可能性の高い位置を撮像する請求項10記載の血液撮像装置。

【請求項12】

前記第1撮像条件では、前記血液標本の中央部又は中央部付近を撮像し、

前記第2撮像条件では、前記血液標本の周縁部を撮像する請求項11記載の血液撮像装置。

【請求項13】

前記取得手段は、前記検体中における異常細胞の出現の可能性を示す異常細胞情報を含む血液分析情報を出力する血液分析装置、及び／又は前記血液分析情報が蓄積された記憶部を有するコンピュータから前記血液分析情報を取得する請求項1～12のいずれかに記載の血液撮像装置。

【請求項14】

前記血液標本は、前記検体中における異常細胞の出現の可能性を示す異常細胞情報を含む血液分析情報の標本記憶部を備えた標本担持体によって担持され、

前記取得手段は、前記標本記憶部から前記血液分析情報を取得する請求項1～12のいずれかに記載の血液撮像装置。

【請求項15】

前記標本記憶部は、前記標本担持体に付された2次元コードである請求項14記載の血液撮像装置。

【請求項16】

前記検体中の血液の血球成分を分析して前記検体中における異常細胞の出現の可能性を示す異常細胞情報を含む血液分析情報を出力する血液分析装置によって、前記検体中における異常細胞の出現の可能性を示す異常細胞情報を含む血液分析情報を生成するステップ、

前記血液分析情報が、検体中における異常細胞の出現の可能性を示している場合には、異常細胞の出現の可能性を示していない場合とは異なる撮像条件によって血液標本の撮像を行うステップ、

を含むことを特徴とする血液撮像方法。

【請求項17】

検体の血液標本の血液像を撮像する撮像装置における撮像条件を設定するための処理装置であって、

前記検体中における異常細胞の出現の可能性を示す異常細胞情報を含む血液分析情報を取得する取得手段と、

前記血液分析情報が、検体中における異常細胞の出現の可能性を示している場合には、異常細胞の出現の可能性を示していない場合とは異なる撮像条件を設定する撮像条件設定手段と、

を備えている処理装置。

【請求項 1 8】

検体の血液標本の血液像を撮像する撮像本体装置であって、

検体の血液標本の血液像を撮像する撮像部と、

請求項 1 7 記載の処理装置によって設定された前記撮像条件を受け取って、当該撮像条件に従って前記撮像部を制御する制御部と、

を備えている撮像本体装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 8】

前記有核異常血球は、幼若白血球、異型リンパ球及び有核赤血球から少なくとも 1 つ選択されるのが好ましい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 0】

前記取得手段は、前記検体中における異常細胞の出現の可能性を示す異常細胞情報を含む血液分析情報を出力する血液分析装置、及び / 又は前記血液分析情報が蓄積された記憶部を有するコンピュータから前記血液分析情報を取得するのが好ましい。

また、前記血液標本は、前記検体中における異常細胞の出現の可能性を示す異常細胞情報を含む血液分析情報の標本記憶部を備えた標本担持体によって担持され、前記取得手段は、前記標本記憶部から前記血液分析情報を取得してもよい。

前記標本記憶部は、前記標本担持体に付された 2 次元コードであるのが好ましい。